

日薬連発第 129 号
2025 年 2 月 20 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【ご案内】新物効法に関する荷主向け説明会の開催について（連絡）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり周知依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願います。

<厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課からの連絡文>

昨年 5 月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号）が令和 7 年 4 月 1 日に一部施行され、「物資の流通の効率化に関する法律」（平成 17 年法律第 85 号。以下「新物効法」という。）に基づき、全ての荷主に対し物流効率化に取り組む努力義務が課されることとなります。

つきましては、2 月中に公布予定の判断基準省令等を踏まえ、新物効法に基づき荷主に対応が求められる具体的な事項について、荷主業界団体及び荷主事業者を対象に、下記のとおりオンライン説明会を開催いたします。

ご出席を希望される場合は、登録フォームから 2 月 21 日（金）までに参加登録をお願いいたします。

※ほとんどの事業者は本法律における“荷主”に該当し、本年 4 月から努力義務が課される対象となりますので、お忙しいところ恐縮ですが、なるべくご出席いただきますようお願いいたします。

また、そのように貴団体会員企業の皆様にもご案内いただきますようお願いいたします。

【開催案内】

1. 日時

①令和7年2月26日（水）11時00分～

②令和7年2月28日（金）14時00分～

（所要時間は、質疑を入れて概ね1時間程度を予定しております。）

※ 後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各 web サイトに説明会の動画を掲載する予定です。

2. 実施方式

WEB 会議方式（Microsoft Teams）で実施することとし、登録いただいた参加予定者宛てに会議 URL を通知いたします。

3. 内容

新物効法に基づき荷主に対応が求められる具体的な事項について

4. 説明対象者

荷主業界団体及び荷主事業者の担当者

※ 登録は1団体・事業者につき、①②各回5名まで

※ 自らの事業に関して継続的にトラック事業者との間で運送契約を締結し、又は貨物の受渡しを行っている事業者（公的組織を含む。）は荷主に該当し得ます。

5. 登録フォーム

○令和7年2月26日（水）11時00分～

<https://events.teams.microsoft.com/event/fcb47ac7-1ecf-4702-91d3-69c131060a49@06e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344>

○令和7年2月28日（金）14時00分～

<https://events.teams.microsoft.com/event/441d4857-6322-4ab8-bc96-aeb47a888d5e@06e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344>

※ 参加される方全員からそれぞれ御登録をお願いいたします。（同じ URL で参加できる人数は制限されています。）